

建築確認申請の事前相談について

各務原市建築指導課

建築確認申請の事前相談について

平成19年6月20日施行の建築基準法（以下、「法」という。）第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」による厳格な確認審査への円滑な移行と適切な運用を図るため、申請者の求めに応じて、申請を受理する前に建築確認申請書類による事前相談を受けるものです。

※この事前相談は、申請者の求めに応じて実施するものであり、手続きを義務化するものではありません。

適用範囲

各務原市に建築確認申請しようとする建築物、建築設備（昇降機等）及び工作物。

※ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物を除きます。

手続き方法

別記の建築確認事前相談願書に建築確認申請書一式^{※注1}を添えて正本1通及び副本1通提出してください。^{※注2}

なお、当然添付されるべき図書が添付されていない場合や設計者による事前チェックがなされていないと判断される場合などには、事前相談をお断りします。

※注1：確認申請書第一面及び建築工事届第一面の押印は必要ありません。

また、申請書に添付される委任状及び設計図書についても押印は必要ありません。

※注2：あらかじめ建築基準法施行規則第3条の5第3項第2号に定める「チェックリスト」によるチェックをしたものに限ります。

相談事務内容

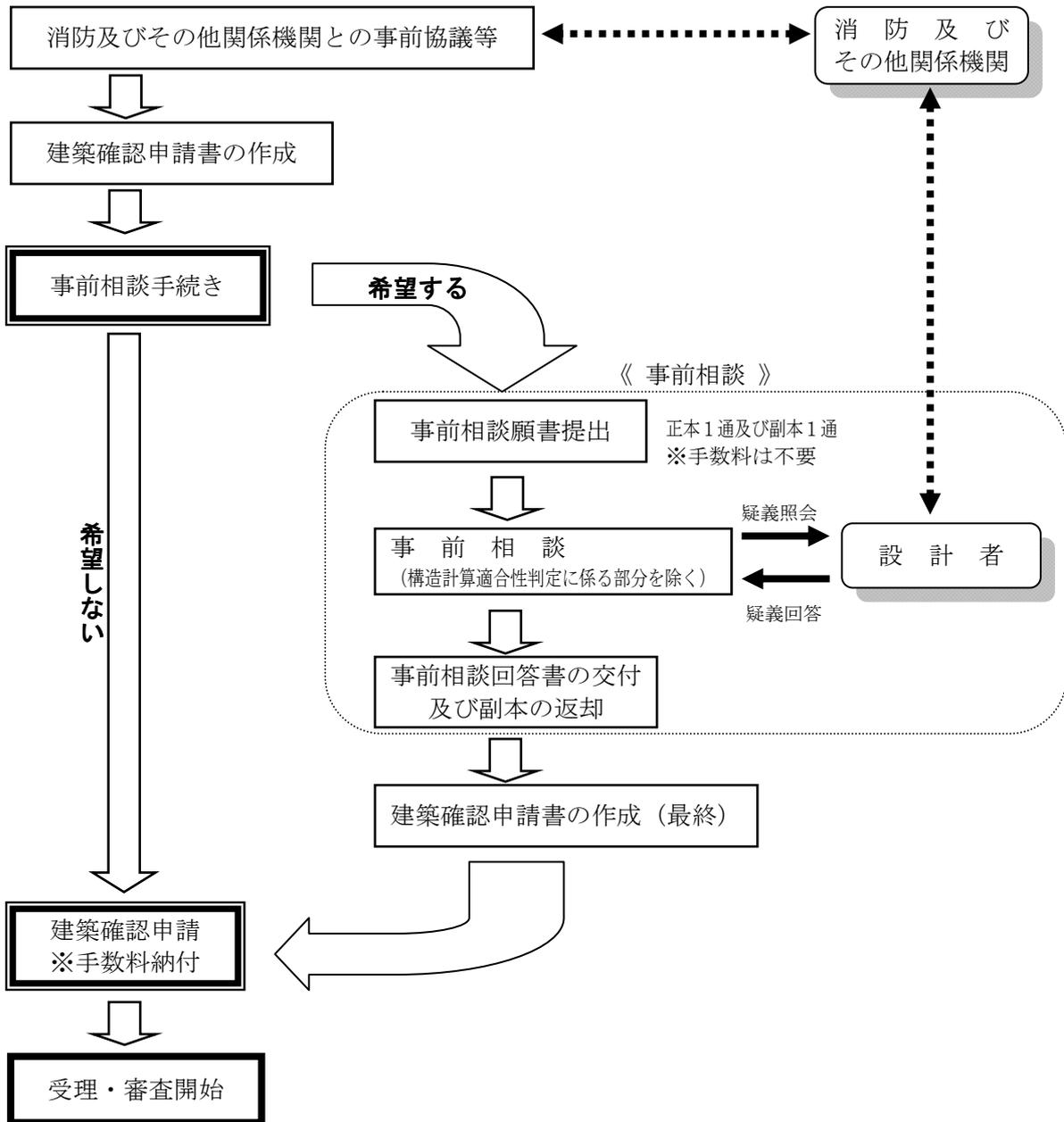
意匠図、構造図及び建築設備図に関する事項について、「確認審査等に関する指針」に基づき事前相談事務を実施します。（構造計算適合性判定に係る部分を除く。）

その他

- ・ 事前相談は、原則1つの建築計画について1回のみ実施するものとします。
- ・ 事前相談の手続きにかかる手数料は必要ありません。
- ・ 消防法に関する事項については、あらかじめ消防本部予防課及び所管の消防署と協議を済ませておいてください。
- ・ 消防法以外の法令等についても、あらかじめ関係機関と協議を済ませておいてください。
- ・ 事前相談回答書の有効期間は、回答後6ヶ月とします。
- ・ 事前相談回答書は、各務原市に建築確認申請する場合にのみ有効とします。
- ・ 事前相談回答書は、建築確認申請書の法適合性を保障するものではありません。

建築確認申請の事前相談フロー図

各務原市建築指導課



【注意】

- ①事前相談は任意です。手続きを義務化するものではありません。
- ②事前相談の手数料は必要ありません。(無料)
- ③事前相談回答書は建築確認申請書の法適合性を保障するものではありません。